

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ														
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	—	8件	73%	17件	77%	22件	76%						
	金額(百万円)	—	44	63%	197	88%	1,363	94%						
随意契約	件数	—	3件	27%	5件	23%	7件	24%						
	金額(百万円)	—	26	37%	27	12%	86	6%						
合計	件数	—	11件	100%	22件	100%	29件	100%						
	金額(百万円)	—	69	100%	224	100%	1,448	100%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の</p>	<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の</p>	<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和元年6月に策定した令和元年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、一者応札・応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 令和元年度の一般競争入札等は22件、14億円で、契約全体に対する割合は、件数で76%、金額で94%であった。</p> <p>イ 令和元年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 令和元年度調達等合理化計画(案)、平成30年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、平成31年4月に開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。</p>	<p><自己評価> 評定：B 調達等合理化計画及び調達に係る推進体制の整備について、着実に取り組んだことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> —</p>

<p>策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>イ 総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、平成 31 年 4 月開催の契約監視委員会において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。</p> <p>その際示された、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予定されているシステム関係の調達が同一時期に集中しないよう余裕をもったスケジュール管理をする必要がある。 ② 契約実績を整理した資料に、再公告、再々公告した案件が分かるように記載すると良い。 ③ 再公告、再々公告したことにより入札者が増えた実績があり、一定の割合を超えた場合には 1 つ上の評価にするという考え方もできるのではないかと。 <p>との意見について、①及び②はそれぞれ対応し、③は入札者が増えた実績はなかった。</p> <p>ウ 随意契約案件については、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第 34 条第 1 項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成 30 年 1 月 31 日制定）に該当しているか）等、契約審査委員会の審査を受けた上で契約締結を行った。その結果、令和元年度は、7 件、86 百万円の随意契約を締結した。</p>	
---	---	--	--	---	--